

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

♦一時払い養老保険の課税方法

Q: 私が以前に加入した一時払い養老保険がもうすぐ満期になります。保険期間は5年です。この場合の一時払い養老保険の課税方法を教えて下さい。

A: 一時払い養老保険とは、死亡時の保険金と、満期時に支払われる満期払戻金が同額である保険契約です。死亡保障と貯蓄の機能を兼ね備えており、保険料は契約時に全額支払います。

一時払い養老保険についての所得税の課税方法は、保険期間によって異なってきます。

①保険期間が5年以内の場合又は保険期間が5年超で5年以内に解約した場合

…預貯金の利子などと同様に源泉分離課税の方法で所得税が課税されます。満期払戻金から払い込んだ保険料を差し引いた金額の20%（所得税15%、住民税5%）相当額の税金が、満期払戻金の受取時に、保険会社が差し引く形で徴収されます。

②保険期間が5年超で、5年を過ぎて満期又は解約する場合

…所得税の計算上、一時所得となり、確定申告の際に他の所得と合計して所得税が課税されます。この場合の一時所得の金額は、(満期払戻金 - 払い込み保険料 - 特別控除額50万円) × 15%の金額となります。他に一時所得がない場合には、特別控除額が50万円ですので、満期払戻金から払い込み保険料を引いた金額が50万円までは、所得税が課税されない事になります。

